

宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『母后代々御賀記』

新井重行
黒須友里江

本稿は、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵伏見宮本『母后代々御賀記』の紹介と翻刻を行うものである。この史料は、母后と摂関の室の算賀に関する部類記であり、「母后御賀」として

A 藤原明子（清和天皇母后）四十賀（貞観十年）・五十賀（元慶二年）

B 藤原高子（陽成天皇母后）四十賀（元慶六年）

C 班子女王（宇多天皇母后）六十賀（寛平四年）

D 藤原穩子（村上天皇母后）五十賀（承平四年）・六十賀（天慶七年）

E 藤原詮子（一条天皇母后）四十賀（長保三年）

「執柄北政所賀」として

F 源倫子（藤原道長室）六十賀（治安三年）・七十賀（長元六年）

G 藤原全子（藤原師通室、のち離縁）九十賀（久安五年）

の記事を載せる。なお、本史料は書陵部所蔵資料目録・画像公開システムおよび東京大学史料編纂所H-CAT Plusから画像を閲覧することができる。

本史料の一部（C～E）はすでに木本好信氏により翻刻されている（『伏見宮本「母后代々御賀記」について』『平安朝日記と記録の研究―その逸文史料』みつわ、一九八〇、初出一九七九）。なお同氏は「母后御賀」の記事について、主に人名表記の方法を根拠として外記日記を原

文とすると推定している。また、藤原穩子五十賀の記事は『大日本史料』承平四年三月二十六日条補遺（一編第二十八冊二八五～二八七頁）および二十八日第二條補遺（同冊二八九～二九〇頁）に翻刻されている。ただ、本史料全体の翻刻は未だ存在せず、原本調査の結果、既存の翻刻を改めるべき箇所も散見されたことから、本稿で全体の翻刻を掲載することに一定の価値はあるものと考ええる。

【解題】

宮内庁書陵部所蔵『母后代々御賀記』（函架番号：伏一三九六）は、卷子装一卷。『和漢圖書分類目録』（宮内庁書陵部）では南北朝写とする。紙数は十一紙である。ただし、第五・八・九・十一紙は料紙左端の湿損による傷みが上から下にわたっており、断簡となってしまう（以下本稿では、便宜的に断簡となる前のまとまりを一紙として扱う。後掲の法量の項を参照）。全体的に裏打ちがなされており、基本的には各紙ごとに裏打ちを施された上で貼り継がれている。断裂の結果生じた横幅の短い断簡に関しては、修補の際に次の紙に直接継がれたのちに裏打ちが施されているため、それぞれ第五・六紙、第八・九紙、第九・十紙の継目の状態は他と異なる。（つまり、料紙の断裂した箇所に裏打ちの継

目がある。また、新補表紙に「母后代々御賀記」の貼外題がある。法量は以下の通り。

新補表紙	タテ三五・〇cm	ヨコ三〇・三cm
第一紙	タテ三四・八cm	ヨコ五四・七cm
第二紙	タテ三四・八cm	ヨコ五五・二cm
第三紙	タテ三四・八cm	ヨコ五四・九cm
第四紙	タテ三四・八cm	ヨコ五五・〇cm
第五紙	タテ三四・八cm	ヨコ五五・〇cm(二断簡の最大値の和)
第六紙	タテ三四・八cm	ヨコ二一・九cm
第七紙	タテ三四・八cm	ヨコ四六・六cm
第八紙	タテ三四・八cm	ヨコ五四・二cm(二断簡の最大値の和)
第九紙	タテ三四・八cm	ヨコ五二・七cm(二断簡の最大値の和)
第十紙	タテ三四・八cm	ヨコ三二・五cm
第十一紙	タテ三四・八cm	ヨコ五二・三cm(二断簡の最大値の和)

本史料は筆跡により三つに分けられる。第一紙から第六紙には記事が同筆の追い込みで一紙あたり十七〜十八行詰めで書かれ、第七紙から異筆で藤原詮子四十賀の記事が一紙あたり十九行詰めで、第十紙からさらに異筆で源倫子算賀の記事、第十一紙に藤原全子九十賀の記事(一紙十七行詰め)が書かれている。各紙の法量を見ると、第六・七・十紙以外はほぼ同じ大きさの紙であることが分かる。また前述のとおり、第五・八・九・十一紙には左端寄りに断裂が見られる。さらに、すべての紙に約十五cmの間隔で規則的な湿損が見られ、料紙右端の傷みが小さく左へ行くほど大きくなる点が注目される。これはすべての継目が剥がれた状態で第一紙を上にして順に一紙ずつ重ね、右端から巻かれて保管されていた時期があったことを示している(写真1〜4も参照)。

なお管見の限り、本史料と同じ内容を持つ江戸時代以前の写本は確認

できていない。本史料はほとんど人目に触れることなく保管されていたことが窺われる。

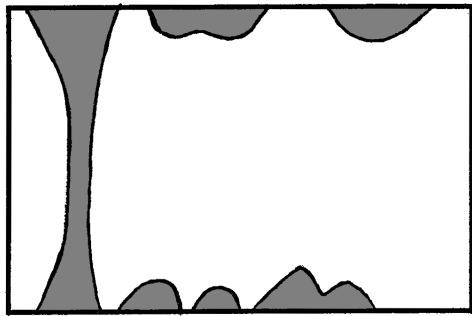
料紙について

大きさの異なる三紙(第六・七・十紙)については湿損の状況から、他の紙に対して第六紙は中央からやや左寄りの部分、第七紙は左端を除く部分、第十紙は中央からやや右寄りの部分に置かれた上で巻かれていたことが判明する(図参照)。

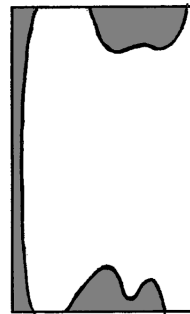
もう少し詳しく見てみると、第六紙には藤原穩子五十賀の記事の末尾一行と六十賀の記事が書かれている。本来他と同じ大きさの紙であったとすると、右に八行分程度の紙が存在したことになる。現状の第五紙と第六紙の文章は一応接続しているように見えるが、料紙の状況からは、この間に脱文が想定しうるかどうかを含め、合理的な成巻過程を検討する必要がある。第七紙は本来左端に一行分程度の紙が存在した可能性はあるが、『小右記』など他の藤原詮子四十賀の記事と対照してみても現状において明らかな脱文は認められない。第十紙に関しては本来右に一行分、左に五〜六行分程度の紙が存在した可能性があるが、空白のため成巻の際に切断されたと見なせる。

伝来について

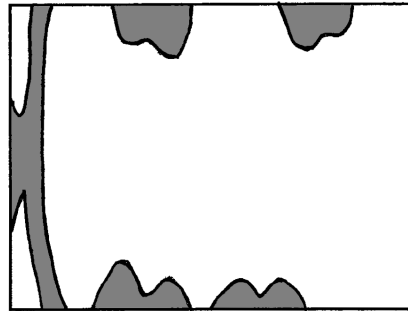
伏見宮本の伝来については、すでに数種類の目録が紹介されている。(詫間直樹「高松宮旧蔵『伏見宮文庫記録目録』について」『禁裏・公家文庫研究』二、二〇〇六、田代圭一「書陵部所蔵 伏見宮蔵書目録について(二)」『書陵部紀要』六七、二〇一五、同「早稲田大学図書館蔵『伏見殿蔵諸記目録』(一)・(二)」『古典遺産』七〇・七一、二〇二一) 二二、相曽貴志「『伏見宮記録文書』の成立」『書陵部紀要』六六、二〇



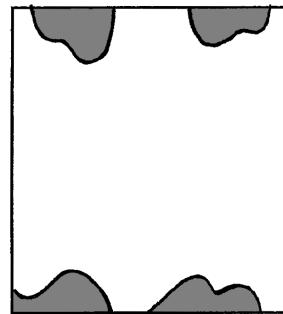
標準的な湿損箇所



第6紙



第7紙



第10紙

図「母后代々御賀記」料紙模式図

一四等) いまこれらの研究を参考に、本史料の伝来に関する情報を簡単にまとめておく。

江戸時代末期までの伝来状況を推定するには、以下の目録が有効である。

(ア) 『伏見殿文庫記録目録』(一冊、国立歴史民俗博物館所蔵)

(イ) 『伏見殿蔵諸記目録』(三冊、早稲田大学図書館所蔵)

(ウ) 『伏見宮蔵書目録』(三冊、宮内庁書陵部所蔵)

まず霊元天皇御筆の目録である(ア)には、本史料に対応するような記載が見えない。伏見宮本として伝わるほかの御賀関係の記録は、まったく記載されていることから、この時点では、これらと別の状態で保管されていたと考えられる(なお、「東三条院賀記」との記載がみえ、あるいは本史料の七・九紙に対応するか)。元禄年間の状態を記す(イ)には、(ア)と同様の書からなる御賀関係のまとまりがあるものの(赤櫃ノ中八)、ここに本史料は記されておらず、御産記類と一括されて

「清和天皇ヨリ一条院母后冊賀記 一卷十一枚」と記される(赤櫃ノ中一)。十一枚とある点が注意される。江戸時代末期の成立とされる(ウ)のうち、最も整った目録である第一冊には、本史料は「御賀」の小項目のうちに記されており、このまとまりが明治時代初期の複本作成時まで維持されたものと考えられる。

(ア)に見えず、(イ)の段階では御産記類と一括されていた点などは、本史料の複雑な形状や、新写本が存在しないことと併せて、伝来過程を推定する重要な情報と思われるが、いまは検討の準備がなく、事実を指摘するにとどめる。

近代の写しについて

伏見宮家に伝来した古記録・古文書については、明治初年、宮家によって写しが作成され、さらにこの写しが、宮内庁書陵部に『伏見宮記録文書』(八八冊、函架番号・二五六一四〇)として(以下aとする)、

東京大学史料編纂所に『伏見宮御記録』（元）三〇冊、請求記号…二〇〇一・二、（亨）一四冊、請求記号…二〇〇一・二二、（利）四五冊、請求記号…二〇〇一・三）として（以下bとする）所蔵されている。

飯倉晴武氏によれば、伏見宮家の蔵書は書陵部に引き継がれた時点で「元」（宸翰類）・「亨」（宮家歴世の御筆類）・「利」（臣下の著作・記録・作品類）・「貞」（他の宮家・著名人の筆跡・作品類）に分類されていたという（飯倉晴武「伏見宮本の変遷―書陵部での整理と書名決定」『禁裏・公家文庫研究』三、二〇〇九）、相曽貴志氏によれば、aとbとは、同じものを別の時期に写した「兄弟」の関係にあるという（相曽氏前掲論文）。

本史料は、それぞれaの第七十二冊、bの利五十一に、「清和天皇母后以後代々御賀記（尾欠）」として収められており、釈文はほぼ変わらないが、形態の面では留意すべき点があったので、以下に記す。

aでは、本史料の第六紙の釈文が現状と異なっており、第五紙の釈文に続いて、やや空白を置き、第七紙の釈文が記されている。第五紙の釈文の終わりには、朱の記号と、末尾に続きがある旨の付箋が付加されている。一方bでは、現状の通りに釈文が記されている。

このような違いが生じる理由として、明治初年に宮家で写しが作成された段階では、第六紙が糊離れなどのため、接続関係が不明のまま書写されたことが想定される。aはこれをそのまま写し、bは修正の指示により釈文を正して写したのである。すなわち、明治初年においては、少なくとも第六紙は貼り継がれていなかったと思われる、先に述べた本史料の傷みの状況などからして、この時点まで、各紙が貼り継がれないまま保管されていた可能性がある。

（参考）関連史料

本史料に関連するものとして、宮内庁書陵部所蔵「皇太后（藤原穩子）御賀記」（函架番号…伏一三九七、一巻、鎌倉末期写）と宮内庁書陵部所蔵「鷹司殿（源倫子）賀算部類記」（函架番号…伏一四〇〇、二巻、鎌倉末期写）が挙げられる。前者は藤原穩子五十賀・六十賀の記事で、木本氏は殿上日記を原文とすると推定している（「伏見宮本『母后代々御賀記』『皇太后（藤原穩子）御賀記』」木本氏前掲書、初出一九八〇）。後者の第一巻は源倫子六十賀について『権記』『左経記』を、七十賀について『小右記』を抜き出した部類記であり、第二巻には七十賀の際の藤原齊信による寿命経披講の和歌序および六十賀の際の藤原行成による和歌序が収められている。

(11) 宮内庁書陵部所藏伏見宮本『母后代々御賀記』(新井・黒須)

事、常寧殿東庭構舞台、鋪以繡、飭以桜花、東廊掖同為樂所、舞人皆簡定五位已上子童候之、於左

兵衛庁先一月教習諸舞、南軒廊内立黒漆棚厨子

六基、各唐菓子并雜菓子等、其下階各居盜壺四口、同廊西列立朱漆辛櫃六十合、殿南庭列立飯櫃六十

合云々、麗景殿西廂敷親王・公卿座、一品式部卿本康親王、

二品是忠親王、三品中務卿貞保親王、四品兵部卿惟恒親王

貞純親王、右大臣、大納言源能有卿、中納言源光卿、藤原

葛卿、參議同時平朝臣、源直朝臣、藤原有実朝臣、同国

朝臣就之、設食如常、親王・公卿執盃、少外記安倍安直、少内記

藤原菅根率史生就門内東掖座、初舞春鶯囀、次

楊胡樂、十五人、次散手、次万歳樂、六人、次陵王、次打球樂、八

右大臣感舞態之功、率侍臣四人望砌携舞、于時親王・

公卿皆起座、就壇上平敷云々、給親王及中納言

白袞一条、參議赤袞一条受之、各退出、

同十四日、有後宴事、中納言藤原諸葛卿・參議藤原時平卿

著左近陣座、召務省并内記等、行叙位事、男叙六人、

三品是貞親王、后腹、從四位上藤原有穗、后宮大夫、正五位下平朝臣

好風、亮、從五位上藤原朝臣有命、大進、從五位下藤原恒尚、少進

宗朝臣秋永、大属、女叙三人、

村上天皇母后（太）太皇太后（藤原基經）藤原穩子、昭宣公娘、

承平四年三月廿四日、此日於弘徽殿前有皇太后御賀試樂事、

諸司裝束殿前、立儺台、

寅、於后町有皇太后五十賀事、諸司裝束

殿、東南面懸御簾、殿自中央以東設御在所、

帝皇御座南軒廊新敷、北三間立三階黒漆棚厨子云々、

未二剋式部卿敦実親王、元平親王、中務卿代明親王、

彈正尹重明親王、上野太守常明親王、上総太守式明親王、

常陸太守有明親王、右大臣、大納言藤原保忠卿・同恒佐卿、

中納言同扶幹卿、參議源清蔭朝臣・平伊望朝臣・藤原

当幹朝臣・平時望朝臣・藤原実頼朝臣并非參議四位・

五位合百人、捧種々獻物、自東掖門參入、次童舞十九人

參入、右大臣召大外記菅野清方、仰可取諸大夫見參之由、左

近中将師頼朝臣息子童舞納蘇利、舞了間、大納言恒

佐卿迎出抱舞童、会集尊卑左大臣已下諸人不

勝感歎、為其舞優妙也、親王・公卿給祿、

廿七日、常寧殿裝束如昨日、式部卿・中務卿親王、

左右大臣已下參入、有舞樂、

廿八日、午後左大臣參入、被行皇太后宮近習男女并宮司

等加階・叙位事、二品庚子親王、后腹、從三位藤原兼平被

申正四位上平朝臣伊望、大夫、正五位下藤原朝臣忠幹

助繩並二人少進、正五位下源朝臣裕子、從五位上藤原朝臣幸

子、從五位下藤原勝子、其位記大納言藤原保忠卿著使座、

令捺印、是依去廿六日御賀不被行也、

天慶七年十二月廿四日、中宮今年滿六十算、雖可有御

賀、止其事、仍准延長四年上皇御例、以來廿八日可修諸寺

誦經之由被定、使々、同西塔院、法性寺、極樂寺、七大寺以五位為使、

自余四位為使、大外記公忠行此事、

廿八日、丙寅、今日為奉賀中宮六十算、被修諸寺諷誦、

施物員有差、諸寺等見廿四日内藏寮修誦誦文、

一条院母后（東三条院、詮子、法興院閨白娘、藤原道長）

長保三年十月一日、左大臣・内大臣以下參着仗座、被定

東三条院御賀御誦經使、以今月三日可被立諸寺事、

三日、左大臣已下參入、被行東三条院今年滿冊算也、

公家欲被行御賀、仍今日被修諸寺御誦經、諸寺使南

京七大寺以五位為使、京近寺・延曆寺以四位為使、是皆侍

從・次侍從等也、大外記滋野善言奉仰行此事、御誦經

布施自官厨家使々各麻布百端云々、次於右近馬場、檢

非違使行賑、即料大炊寮納米二百石也、

七日、左大臣、右大臣（藤原賴光）、内大臣已下參入、於清涼殿東庭有明

後日御賀試樂事、其儀、清涼殿東庇第三間立大床子

為御座、第二間以南至長橋敷菅円座為公卿座、南

廊下敷殿上人座、桜樹西頭立大鼓一面、立鉦四丈、其東立

鉦鼓、承香殿西砌壇上敷儼人座、（南上、西面）其南去一許丈敷行

事二人座、（權右中弁源道方朝臣、藏人散位同濟政、瀧口陣前敷召人・樂人等座、先

成樂四人、（石氏）衛督□□定、右近衛中將源賴□□（次蘇合力）

香、（左近衛中將藤原賴親、左近衛少將同經通、左近衛中將藤原成房、右近少將源雅通、次羅陵王、（左大臣息男、天皇

敬感賜御衣、（右大臣進御前、左大臣不堪情感、更下庭中、唱天長

地久、拜舞、次納蘇利、（内大臣第二、次秋風樂、次賀殿、

退出、公卿以下給祿有差、（蘇合香、同入、次右中弁藤原朝經召管絃者八・九輩、宸儀有御遊、畢

九日、左大臣・右大臣以下參着仗座、昨日東三条院遷御上東門

院、行事藏人散位源濟政、兵部大丞源宗光、以寢殿為院御所、

西對為上皇御息所、東對為中宮御所、（西）對南唐庇設公卿

座、西廊為殿上人座、西中門南廊東西相隔、東方為侍從座、

西方為弁・少納言・外記・内記・史座、當東對南庭敷置二枚為

樂所・行事座云々、午一点諸卿列立橋東、（源）出御南殿、近仗

稱警蹕、先令藏人頭左近衛權中將經房朝臣通臨幸之由、

御輿停西中門外、（源）次遷御寢殿、御拜二度、不經

幾還御本所、大納言藤原道綱卿自院有御消息重御寢

殿、次獻物百捧、左大臣初啓物名、次々啓之、院別當修理大夫親任

朝臣（三声）、屯食冊具擲出中嶋、召院主典代以下令請、次宸儀

令藏人頭大藏卿正光朝臣□公卿□□（院王）

人於馬場殿辺乱声、先奏万歲樂、次蘇合香、次羅□□（原）

院令右近衛將公任、（藤原）次秋風樂、次賀殿、四人、院判官代内記藤□

則孝向樂所行事并召物、納蘇利儼師左近衛多良茂

於階下賜之云々、主殿寮獻炬火、院司公卿以下賜祿有差、

次大外記善言依召進侍從見參、行事藏人兵部丞永光、於

西中門外、院司并侍從等賜祿有差、事畢亥剋還御、公卿・

諸司退出、

十日、左大臣以下參着左仗座、被行東三条院司等加階事、院司

十九人、正二位春宮大夫藤原道綱、院別當、從二位參議同有国、（彈正

正三位中納言左衛門督同公任・權中納言右衛門督同齊信、（中宮大

從三位參議左近衛中將源俊賢・右大弁藤原行成・修理大夫

平親信、正四位下中宮權亮源則忠・内藏頭藤原陳政・左近

衛中將源經房（左大臣）・右近衛中將藤原実成、從四位上散位

源国拳、正五位下出雲守源忠規、從五位上藤原佐光判官代、

右衛門佐兼貞、（藤原）從五位下藤原良資判官代・同成親、

判官外從五位下宇治守信、主典代、中宮職司四人、從四位下民部

少輔大江清通大進・甲斐守源高雅、正五位下散位源濟

政、大夫議、從五位上織部正橘忠範、少進、上東門院依中宮御

預有此賞歟、此次臨時加階三人、正二位藤原公季、臨時、内大臣、藤原兼隆、外戚

一、執柄北政所賀

從一位源倫子（藤原道長）法成寺閨白室、右大臣雅信公女、宇治閨白母儀、

治安三年十月十三日、癸酉、前太政大臣家北政所於上東

門宮被修六十賀、仍弘曉閨白左大臣（藤原賴通）已下諸卿參入

彼院、

長元六年十一月廿九日、上東門院中宮有七十賀事、左（藤原賴通）

大臣・内大臣於左大臣高陽院第、賀母氏從一位源朝臣七

十算、有童舞、翌日召於禁省御、件舞々人之中（被）

聽昇殿、舞師右近將曹多正方任將監、左馬属大伴成

通任左近將曹、

藤原全子（藤原師通）後二條閨白室、右大臣師房公女、

久安五年六月廿七日、丁丑、一条殿九十賀也、於平等院・法定

院有此事、五个寺御誦經使進發、平等院、使散位藤原為經、

法定院、使散位藤原盛致、同内（宮）御（堂）散位藤原重成、

安樂院、使越中權守藤原政家、已上每寺四丈白布三段、紙

於新御堂分者法会時可被行之、參入公卿、權大納言藤原宗

輔卿・伊通卿（藤原）、權中納言宗能卿（藤原）・成通卿（藤原）・重通卿（藤原）別當・季成卿（藤原）・

忠雅卿、參議經定、已上各直衣着座、殿上人三十余

人、已上衣冠、但右中弁師能朝臣着朝衣、撰政并諸大夫廿人許

已上、參集、午時撰政并内大臣參入、舞并公卿饗

女房出袖事、依北政所周忌内、被省略了、九十賀者康

平三年十一月廿六日、辛亥、宇治大相國於白川別業令賀明

尊僧正九十算之外無所見歟、

此外、承平五年九月十四日、設饗賀、清和七宮御在
□八十算齡東対南向設座云々、中務卿親（王）□

右中將師輔朝臣来会、公卿以下到砌辺献物（藤原）□（以下闕）

補注

（1）『新訂増補国史大系 日本三代実録』（以下『三代実録』）は、「囉」に
意改する。

（2）『三代実録』は「焉」とする。底本には残画があり、「焉」の上半とし
て矛盾はない。

（3）『三代実録』には「宮」字あり。

（4）『三代実録』は、「外」字を、一本に捩り補う。

（5）『三代実録』には「正五位下」字あり。

（6）『三代実録』に「從五位下」字なし、「恐脱」とする。

（7）『三代実録』は「子」とする。

（8）『三代実録』は「七日」の上に「去」字を『日本紀略』で補う。

（9）『三代実録』は「恩」とする。

（10）『三代実録』は「世」とする。

（11）『三代実録』は「満」とする。

（12）『三代実録』は「観」とする。

（13）『西宮記』（前田本 十二（甲） 臨時己 皇后御賀事）に、「鋪以錦
繡、飭以桜花」とあり。

（14）『伏見宮記録文書』および『伏見宮御記録』では、「召御」とする。

（15）『伏見宮記録文書』および『伏見宮御記録』では「々々候寶子敷」と
する。

（16）実は藤原俊家の女。

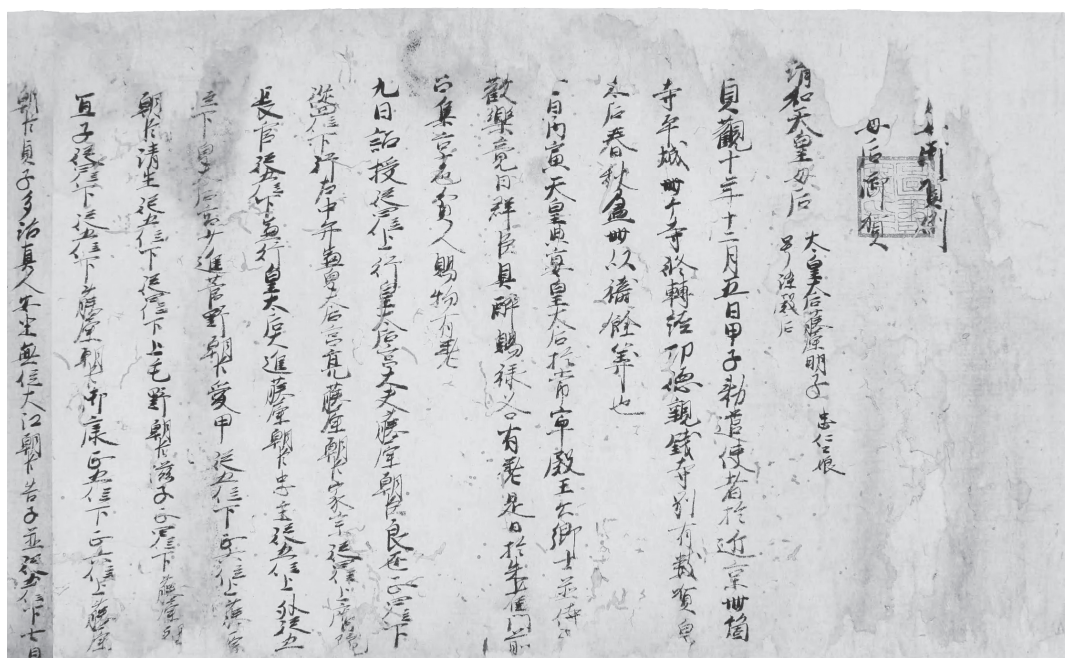


写真 1 第 1 紙 (原本は宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、以下同じ)

紙継目
▽

紙継目
▽

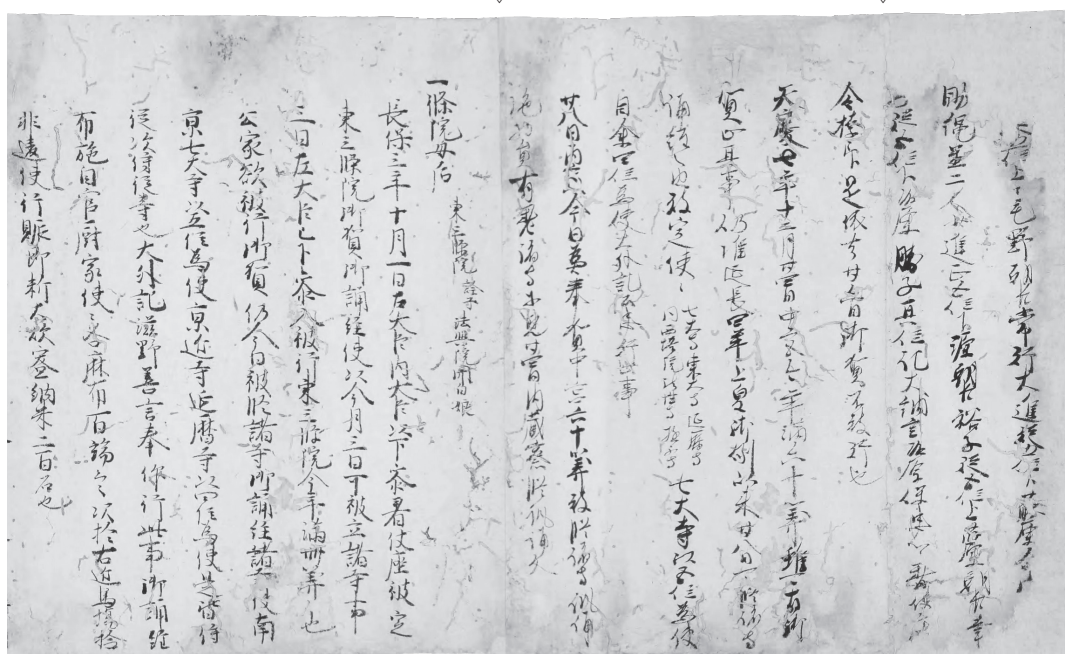


写真 2 第 6 紙の状況

(15) 宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『母后代々御賀記』(新井・黒須)

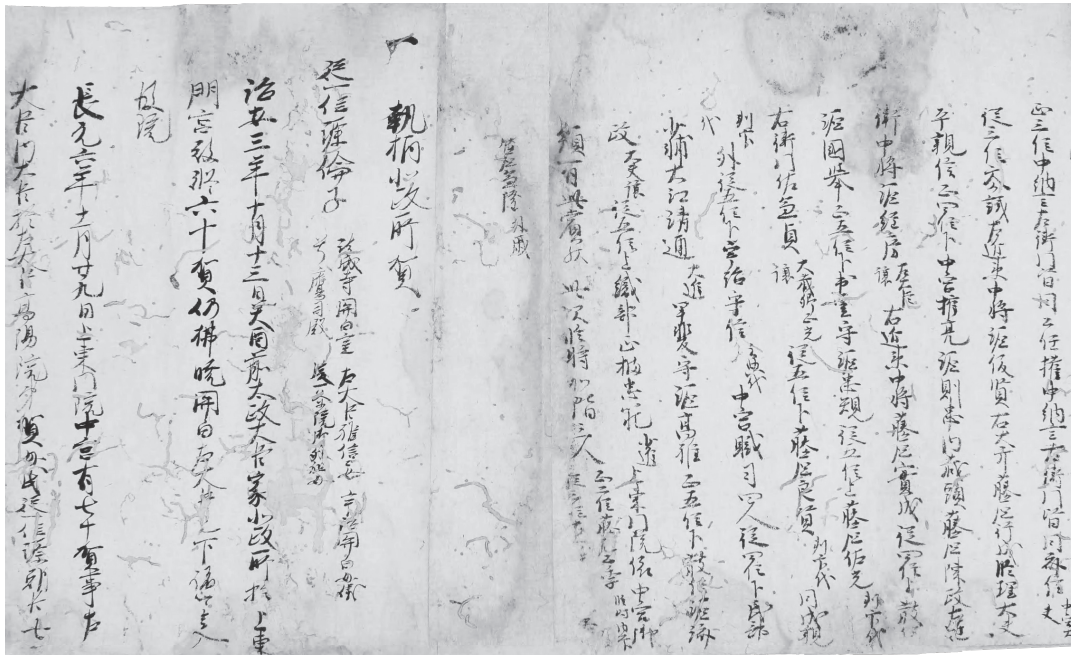


写真3 第9・10紙の状況

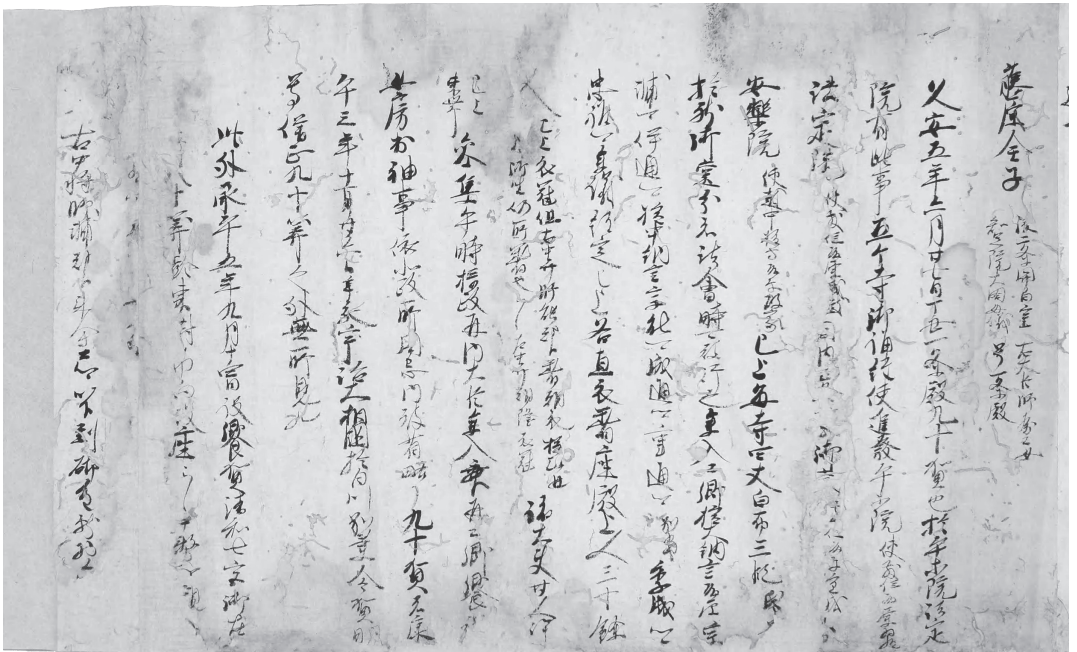


写真4 第11紙の状況